２・３　（略）

４　後写鏡、後方等確認装置及び視界を確認する装置の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第44条第５項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。

一　第１項第１号に掲げる後方等確認装置にあっては、次に定める基準

イ・ロ　（略）

二　第１項第２号に掲げる後写鏡にあっては、次に定める基準

イ～ハ　（略）

三　第１項第２号に掲げる後写鏡（大型特殊自動車及び小型特殊自動車に備えるものに限る。）にあっては、運行時に取付けが必要である旨を運転者が運転者席において容易に識別できるように表示しているものに限り、脱着式とすることができる。

四　第２項に掲げる後写鏡にあっては、次に定める基準とする。

イ～ハ　（略）

５　次に掲げる後方等確認装置であって、その機能を損なう損傷等のないものは、第１項第１号及び前項第１号の基準に適合するものとする。

一～三　（略）

６　次の各号に掲げる自動車に備える後写鏡であってその機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、それぞれに定める基準に適合するものとする。

一　次号に掲げる自動車以外の自動車に備える後写鏡であって、次に掲げるものにあっては、第１項第２号、第２項各号並びに第４項第２号及び第４号の基準

イ～ハ　（略）

二　カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度20㎞／ｈ未満の自動車に備える後写鏡であって、指定自動車等に備えられた後写鏡と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後写鏡にあっては、第１項第２号（カタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車にあっては第１項第２号イ及びニ）、第４項第２号イ及びロ並びに第３号の基準

７　保安基準第44条第６項の告示で定める障害物は、次表に掲げるものをいう。

表　（略）

８　保安基準第44条第７項の障害物を確認できる鏡その他の装置による運転者の視野、歩行者等の保護に係る性能等に関し告示で定める基準は、次に定める基準とする。

一～五　（略）

９　前項の鏡その他の装置の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第44条第８項の告示で定める基準は、次に掲げるいずれかの構造を有するものであることとする。

一・二　（略）

10・11　（略）

殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度20㎞／ｈ未満の自動車に備えるものについては第２号及び第３号、普通自動車（専ら乗用の用に供するものを除く。）及び乗車定員11人以上の自動車に備えるものについては第３号の規定は、適用しない。

一　容易に方向の調節をすることができ、かつ、一定の方向を保持できる構造であること。

二　取付部附近の自動車の最外側より突出している部分の最下部が地上1.8m以下のものは、当該部分が歩行者等に接触した場合に衝撃を緩衝できる構造であること。

三　車室内に備えるものは、別添80「車室内後写鏡の衝撃緩和の技術基準」に定める基準に適合するものであること。

四　鏡面に著しいひずみ、曇り又はひび割れがないこと。

３・４　（略）

５　後方等確認装置及び後写鏡の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第44条第４項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。

一　第１項の後方等確認装置にあっては、次に定める基準

イ・ロ　（略）

二　第２項の後写鏡にあっては、次に定める基準

イ～ハ　（略）

三　第２項の後写鏡（大型特殊自動車及び小型特殊自動車に備えるものに限る。）にあっては、運行時に取付けが必要である旨を運転者が運転者席において容易に識別できるように表示しているものに限り、脱着式とすることができる。

四　第３項の後写鏡にあっては、次に定める基準とする。

イ～ハ　（略）

６　次に掲げる後方等確認装置であって、その機能を損なう損傷等のないものは、第１項各号及び前項第１号の基準に適合するものとする。

一～三　（略）

７　次の各号に掲げる自動車に備える後写鏡であってその機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、それぞれに定める基準に適合するものとする。

一　次号に掲げる自動車以外の自動車に備える後写鏡であって、次に掲げるものにあっては、第２項各号、第３項各号並びに第５項第２号及び第４号の基準

イ～ハ　（略）

二　カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度20㎞／ｈ未満の自動車に備える後写鏡であって、指定自動車等に備えられた後写鏡と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後写鏡にあっては、第２項各号（カタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車にあっては第２項第１号及び第４号）、第５項第２号イ及びロ並びに第３号の基準

８　保安基準第44条第５項の告示で定める障害物は、次表に掲げるものをいう。

表　（略）

９　保安基準第44条第６項の障害物を確認できる鏡その他の装置による運転者の視野、歩行者等の保護に係る性能等に関し告示で定める基準は、次の各号に定める基準とする。

一～五　（略）

10　前項の鏡その他の装置の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第44条第７項の告示で定める基準は、次に掲げるいずれかの構造を有するものであることとする。

一・二　（略）

11・12　（略）